

平和研究

Peaces Studies

主任研究員：三橋 浩

分担研究員：井口秀作、岩本勲、河井徳治、窪 誠、重光世洋、
瀬島順一郎、谷田信一、田間泰子、平塚彰、福田和悟、
マンフレッド・リングホーファー、山田全紀

A 一般的中間総括

I 平成11年度登録メンバーは上記に示す如く13名。

研究活動及びそれに伴う諸活動を進めるに当たっては、以下の先生方の協力を得た。

原田一美助教授、藤永壮助教授、森脇靖子非常勤講師 雑賀恵子非常勤講師、

II 平成11年度年「研究報告会」は下記の如く5件行った。（於：14号館3階閲覧室）

- | | | |
|---------------------|----------|-------|
| ① 1999年度の活動に向けて | フリートーキング | 4月20日 |
| ② 国内人権機関設置活動について | 窪誠研究員 | 6月1日 |
| ③ カントの多元主義的平和論と道徳教育 | 谷田信一研究員 | 7月6日 |
| ④ 文部省科研成果報告論文集を巡って | フリートーキング | 10月5日 |
| ⑤ 2000年度活動計画 | フリートーキング | 2月22日 |

III 本共同研究組織は研究成果を直ちに、学生にのみならず、一般市民にも還元するための活動も行ってきた。11年度は「環境問題」をテーマに取り上げ、以下の研究員と先生がその任に当たった。

- ① オープンカレッジ「平和学」（於：大阪府立中央図書館）福田和悟、平塚彰研究員
この企画主体は産業研究所であり、そのもとに、10年度は「国際問題」をテーマに岩本勲、マンフレッド・リングホーファー、9年度は「平和学の理念と現在」をテーマに河井徳治、三橋浩の各研究員がその任に当たった。
- ② 公開講座「平和学」（於：9201教室）三橋浩・重光世洋・福田和悟研究員、
平塚彰・山田全紀研究員・雑賀恵子先生
尚、前年度までについては本学ホームページを参席。

IV 河井徳治研究員を研究代表者、谷田信一・三橋浩・瀬島順一郎・田間泰子・山田全紀の各研究員を分担研究員とする文部省科学研究助成金基礎研究C部門（研究課題「過去、現在、未来における平和実現の諸条件の倫理学的研究」・課題番号09610041）は平成11年3月をもって終わったが、その研究成果報告書を7月、文部省に提出した。

V 登録研究員の個別報告については、Bの分担研究課題中間報告に記す通りである。

B 分担研究課題中間報告

環境概念と平和概念との関係性

三橋 浩（教養部）

平成11年度において、本研究員が取り組んだテーマは「環境概念と平和概念との関係性」である。これは大阪産業大学長期的共同研究組織「平和研究」における本研究員のメインテーマである「人間をホモ・サピエンスとしてみる立場からの平和への考察」から生まれた一つのテーマである。

これと並行して、当該年度は、河井徳治研究員を代表とする文部省科学研究費基礎研究部門「過去、現在、未来における平和実現の諸条件の倫理学的研究」の分担研究員として「人間の本性と攻撃性との関係についての研究」の成果報告をする年度でもあった。

この二つの研究テーマは別個のものではなく、平和研究の諸相として位置づけている本研究員であるが、大阪産業大学の研究組織のテーマは文字通り長期間にわたる広大さを持っているものと思量しているため、文部省の科学研究費のテーマについては、そこに吸収されていくプロセスにあるものとして、同年7月にまず成果報告を行った。

さて、「環境概念と平和概念との関係性」のテーマについては、ここしばらくは「環境概念」を明らかにすることに向けられている。すでに前年度の活動報告から用い込んでいるように、これを解く鍵として「人間的存在領域」なる考え方があると思うに至っている。もともとこの言葉は最初は環境問題に取り組んでいる自然系の人たちによって使われていたHuman Dimensionsを人文系に近い本研究員が訳したものである。

人間的存在領域とは、上述の文部省科研報告にも記したように、観念を構成することでしか生の対応の出来ない人間が自らの行動を尊く場のようなものであり、単に外界と言われるものとは違って、人間として生きることを保証する環境世界のことである。

だがこの世界は、人間の攻撃性や破壊性を包み込む世界である。もしそこで人間が自己中心主義的になれば、他人はもとより他の生き物までも自己が生きるための手段と見なされる危険性も抱え込んでいる。それ故に人間的存在領域は自己だけのものではないとする歯止めの考えが必要となってくる。もしくは攻撃性や破壊性が顕現しないようなシステムが必要視される。これを解き明かすのが平和概念なのではないかというのが、現在までの考えである。

民主主義と立憲主義

井口秀作（教養部）

近代立憲主義の核心が人権の保障にあり、日本国憲法がそれを「人類普遍の原理」とし

て承認していることは、多くの論者が指摘していることである。そのこと自体は否定すべきことではない。もっとも、その「人類普遍の原理」とされる近代立憲主義が、西欧近代という歴史的にも地理的に限定されて場面で登場してきたという事実を自覚したうえのことである。

このように歴史的にも地理的にも相対的な人権保障という課題について、どのような人権を保障すべきかという人権の内容に発展・展開があることは既に周知の事実である。また、日本の憲法学の人権論が、この側面について大きな業績を残してきたことは否定できない。しかしながら、人権保障という課題設定においては、「どのような人権か」という問題と同時に「どのような方式で」という問題も提起されなければならない。

日本では、人権の人類普遍性を前提として、裁判所による人権保障ということが主として考えられてきた。憲法の最高法規性の実質的側面に人権があるとする認識からすれば、このことは理由のないことではない。このような違憲審査制による人権保障を「立憲主義型」と呼んでおく。

近代立憲主義における人権保障は、このような「立憲主義型」につきるものであろうか。近代立憲主義が民主主義もその理念の一つとしているとするなら、「民主主義型」の人権保障が考えられてもいいのではないか。フランスの公的自由のような法律による人権保障はこれに該当するものといってい。

人権保障に関する「民主主義型」と「立憲主義型」の併存はそれほど単純な事柄ではない。突き詰めていけば、両者は矛盾する関係にたつ。議会の法律に対して裁判所の違憲審査権を重視する議論は「民主主義型」よりも「立憲主義型」を中心にとらえている。この議論がそれなりに受け入れられている理由は、議会自体が主権者国民自身でないこと、日本の議会制民主主義の機能が麻痺しているからであろう。しかし、これは、裁判官が主権者国民自身でないこと、日本の違憲審査制が機能不全を起こしているという極めて明白な事実を無視しているといってい。

「民主主義型」も「立憲主義型」も、ともに追究していくべき課題と考えられる。しかし、その両者の緊張関係の自覚が必要である。この緊張関係は、直接民主制と違憲審査制の関係の中に、最も鮮明な形で浮かび上がる。この問題については、「フランス型『立憲主義と民主主義』論の一側面（『二一世紀の立憲主義』頸草書房）の中で簡単に論じておいた。

日米関係史概略

岩本 勲

日米関係の150年は、日本近現代史にとって決定的な意味を持ち続けている。ペリー来航は、明治維新を引き起こす直接の衝撃を与え、日本近代の幕開けを果たしたのである。アメリカは幕末から明治初期にかけては、ドイツ、フランスと並んで、日本近代化へのお手本であり教師でもあった。その後も、不平等条約改訂交渉過程や日露戦争に際しての戦

費調達や講和の斡旋などに象徴されるように、日米関係は日本の対米依存のもとに推移した。この間の50余年を日米関係の第1期とする。

第2期は、日本の急速な資本主義化と帝国主義化の結果、日露戦争以後、主として中国市場を巡る日米帝国主義の対立が顕著になり、妥協と対立を重ねながらもついに太平洋戦争に突入し、日本が敗戦するまでの約40年間とする。

第3期は、敗戦から現代に至る50余年間の時期である。この間は、日本は敗戦帝国主義国として、ひたすら経済発展に邁進してきた。その結果、現在では、日本がGDPで世界第2位、アメリカの約7割に達し、同時に日米間には戦前であれば軍事的対立にも発展しかねないほどの深刻な経済対立、いわゆる日米経済摩擦が生み出されるようになった。だが、その一方で外交・軍事における対米従属と緊密化は進行し、とくに軍事的にはますますその度合いが深められている。日米安保条約は事実上の攻守同盟条約に転化したばかりか、自衛隊は米軍の指揮・支配の下に米軍の補助・補完の軍隊のごとき状態を呈している。とくに米軍基地については、アメリカに広範な基地を貸与し、約6600億円の米駐留軍費用を負担し（1999年度予算）、米軍には治外法権に近い特権を与えている。軍事に関する限り、日本は、とりわけ膨大な米軍基地を抱える沖縄県はまるでアメリカの植民地国的様相すらみせている。湾岸戦争軍事費拠出や駐留軍用地特別措置法の問題では、国会とマスコミはほとんど官民挙げての挙国一致態勢をとった。ここに、日本政治における対米軍事協力の特殊な意味が端的に示されている。

このような日米間における経済的対立と政治的・軍事的緊密化の背後には何が存在するのか。その第一は、日本の貿易・金融関係における極端な対米依存である。第二は、敗戦帝国主義国として、アジアにおける企業権益の擁護や中東石油確保には日本の軍事力ではなく、アメリカの軍事力に依存せざるを得ない実状である。

研究段階としては、以上の見地に基づいて、各論をほぼ仕上げる途中であり、今秋の学内論集に順次掲載を予定している。

平和の理念とその実現

河井徳治（教養部）

平成11年度の長期研究組織「平和研究」の分担研究について、以下の通り報告する。

既に前年度の報告の中で予告しておいたように、平和の観念と環境保全の概念を結ぶ結節点として「肯定的循環論法」に注目し、その具体的な展開可能性について積極的に説いていく研究活動を行い、この点での哲学的考察を、「肯定的循環論法」と題して、平成11年4月3日に明治大学にて開催されたスピノザ協会での講演を準備する中で行なった。この論旨の展開については、その要旨がスピノザ協会会報第30号に掲載されているが、平成9、10年度の科研報告論文にも、その一部を紹介している。その意義について以下概要を述べる。

従来、循環論法は論証の不備として否定的な扱いを受けるのが通例であったが、生態学

的にはいわゆる連鎖的循環が基本の構造であり、循環構造を否定的に考えることをせず、むしろ逆にそれぞれの個体や種の維持について、環境との相互作用と循環の積極的な構造を認めようとする。しかもその循環構造は、生態系の中の各項がそれぞれ自己保存の原理に立っているのである。平和についても、もちろんそれぞれの自己保存原理が基礎になっている。互いに対立する要求の中で、自らの自己保存要求にのみ執着するのではなく、互いの要求の共通の基盤に立ってそれぞれの自己保存を如何にして調整するかが、平和の維持の基本原理であるからだ。このように、環境保全の概念と平和維持の概念とは、自然の中で生を得ている人間存在の自己保存行動の在り方を如何にして導くのかという、その根本の在り方において共通の基盤を有するのであり、その共通基盤の論理構造が、〈相互保全〉であり、〈肯定的循環論〉とここで称するものに他ならない。

平成12年度は、この存在論的構造を、それぞれの具体的な事象において検証する研究へと展開することになる。

国際社会における平和概念の研究 窪 誠（経済学部）

今日、国家の機能が拡大し、市民生活への浸透の度合いが日々増加している。それにとまなう国家と市民との間の紛争も増加することになる。このような紛争の解決を裁判所のみ頼っていけばよいという伝統的アプローチだけでは、すでに対応しきれない。そこで、本研究は、行政政府がイニシアチブをとるフランスの国内人権機関を、国家人権諮問委員会と共和国幹旋官を中心に紹介することを目的とする。

フランスの行政イニシアチブには、歴史に由来する構造的背景と、1958年第5共和制憲法による憲法的背景という、ふたつの背景がある。前者はフランス行政裁判所である。フランス革命直前の旧体制（アンシャン・レジーム）において、国王官僚は、中央集権化のための様々な改革を打ち出したが、司法をつかさどる高等法院はそれらにことごとく反対した。高等法院は旧勢力の代表のひとつである法服貴族の牙城だったのである。フランス革命はこれを廃止。ナポレオンは、中央集権体制を完成するにあたって、行政を司法の統制から逃れさせるため、行政の内部に特別の裁判所を設けた。これが、行政裁判所である。こうして、司法に対する行政の優位が確立した。つぎに、後者は、第5共和制における行政の優位である。まず、第5共和制憲法では、国会が扱われる前に大統領と政府を規定する章が置かれているのである。また、従来は、議会在法律を制定する事項に制限はなかった。首相もデクレという名の行政立法を行うが、これは、議会在法律より下位に属し、原則として、法律の委任があった場合や、法律を施行するためのみに限られていた。しかし、第5共和制憲法は、この原則と例外を逆転させる。国会の立法権限に属する法律事項と首相の立法権限に属する命令事項とをあらかじめ二分し、法律事項を限定列挙し（34条）、それ以外の事項をすべて命令事項とする（37条）ことによって、重要な事柄は法律事項に留保されているとはいえ、命令事項がむしろ法規の存在形式としては原則と

なり、命令制定権の重要性は飛躍的に増大した。こうして、立法に対する行政の優位が確立したのである。

このような行政優位を背景として、国内人権機関への取り組みがなされるとき、その活動の根底にある関心は、まずもって行政の効率化に向けられる。その効率化を期待される関係はふたつある。ひとつは、行政とその対象となる人間との関係の効率化である。もうひとつは、縦割主義とセクショナリズムに陥りがちな省庁間関係の効率化である。このふたつの関係それぞれの中継ぎ役を果たそうとするのが、フランスの国内人権機関である国家人権諮問委員会と共和国幹旋官なのである。

「フランスの国家人権諮問委員会と共和国行政幹旋官:行政がイニシアチブをとる国内人権機関」

山崎公士編『国内人権機関の国際比較』、現代人文社、2000年、315～332頁。

地球環境水圏の保全とその利用

(河川流域の水文循環と水路に生息するヒビミドロの
生理生態及び水質の関係について)

重光世洋 (工学部)

水は人類活動の基本となるエレメントであり、人間は主に河川からその水を引いて彼らの活動に供与し利用している。また流域における人間の多種多様な活動は、その流域に影響を与える。水問題を解決する基本単位は、その河川の流域全体を考える必要がある。

したがって、水文循環内における利用水の消費パターンの理解と将来の変化予測が重要となる。これには気象のインパクトのようなものを含む自然過程のみならず、人間社会と生態系を含んだ水環境間を複合的にリンクした問題についての持続的な研究は必要である。人口の集中による都市化の進行は、質的量的に河川の流れを変え、洪水ピークの先鋭化と低水流量の減少、エコシステムの破壊と水質の質的・量的変化などをもたらす結果となる。

このことから、淡水資源乏しい今日の都市環境において、都市河川の水循環において少しでも良質な水質を確保することは、都市環境計画と管理の中心課題である。したがって、都市河川の洪水時や低水時の流出水質、水文サイクルとそこに生息する生態系のecological変化に伴う水質の変化を把握する必要がある。

本研究は、かかる観点に立って、都市河川である鍋田川を対象に水文循環とカワヒビミドロの生理生態変化および水質を代表する栄養素である全リンと全窒素、さらにpHなどについて諸調査と分析を行い、カワヒビミドロの生理生態についての現地調査と生物顕微鏡による観察、実験室における光質の相違によるclosed systemでの水質および生理生態の質的量的変化について、河川工学的な立場から研究を行ったものである。その成果の一部をオーストラリア・シドニーで開催された第8回都市河川の排水に関する国際会議に論文として発表した (S. Shigemitsu and A. Hiratsuka : Relationship between Benthic

平和学研究
瀬島順一郎（教養部）

筆者は論文「抑圧と秩序そして平和」において、フリーチャイルドシンドロームともい
うべき現象が日本の教育現場で起こっているのではないかと堆論した。そしてそのような
現象の背景には家庭教育において父性が欠除している可能性があることを指摘した。

今後の課題としては、家庭教育においてより具体的に父親の行動を記述し、その問題点
と改善の方法を示すことであると考えられる。

現在までの中間報告としては、次のような父性の問題点があげられる。

1. 日常の子供の教育に無関心である。
2. 問題が生じた時に、母親や学校の責任にする。
3. 同額を金銭で片付けようとする
4. 子供にたいして学校へ行ってもらいたいと思っている。
5. 子供にたいして説得的に関わることができない。
6. 驕にたいして信念がない。
7. 価値観は世間並みという以上のもはない。

これらの開題点が具体的にどのような家庭教育のなかで現れてくるのかを検討する必要
がある。例えば金銭の問題であれば、子供が新しい自転車を欲しがったとき、どのように
説得し、古い自転車を大切にに使わせるかといった例を示す。このとき、子供に新しい自転
車を買ってしまった場合、子供にはどのような考えや概念を抱かせることになり、逆に説
得し古い自転車を我慢して使わせるという結論の場合はどうなるか、といった事を検討し
ていくことが今後の課題であると考えられる。

応用倫理学および教育学的見地からの平和論
谷田信一（教養部）

おなじく「いのち」に関する倫理を扱うものであっても、たとえば「生命倫理」と「戦
争と平和の倫理」とでは、そのパースペクティブにおいて共通する面もあるが、しかしま
た、大きな違いもある。例えば、生命倫理においては、ひとりの患者の生命を人工的な延
命装置を用いてでもできるだけ長く引き伸ばすか、それとも、患者の苦痛をできるだけ減
らすためには少しぐらい生命が短縮されても仕方がないのか、が問われる。そして、その
さい患者の意思に従って「生命の質」を重視していこうというのが、現代の傾向である。
これに対して、戦争と平和の倫理においては、自分自身の「生命の質」をどう考えるかと

いう問題以上に、自己と他者（とくに敵）との関係をどう考えるか、という問題が中核的な問題となる。私は、攻撃してくる敵をも自分と同じように愛し敵に身を任せるべきなのか。それとも、かけがえのない唯一の自己を他者の攻撃から守ることは（自分と他者とが取り替え不可能であるかぎり）当然の義務なのか。こうして、いかなる場合にも暴力的抵抗を認めない絶対平和主義と、自衛のための戦いを正義の戦争と認める正戦論とが、対峙することになる。

要するに、生命倫理では、基本的には患者自身の意思が非常に大きなウェイトを占めるのであり、他者はあくまで論理上は副次的な意義を持つにすぎない。しかし、戦争と平和の倫理においては、あくまでも他者との関係において、自分の意思が問われるのである。その点を忘れて、むやみにいつも生命倫理的に個人の意思の尊重だけが強調されると、いわゆる「ジコチュー」的な発想が蔓延していくことになりかねない。すなわち、生命倫理は、教育的観点からすれば、危険な側面も持つのである。それゆえ、ぜひとも、「生命倫理」と「戦争と平和の倫理」との間のギャップを埋める努力が必要であろう。

最後に、付言しておく、倫理的判断が困難な個々の状況を取り上げて考えていくといういわゆるカズイストリ（決疑論）的方法が、近年、再評価されてきている。だが、これをどう用いるべきか、は未解決の問題である。しかし例えば、ドイツのポッフム・ルール大学医学部におけるように、患者の意思や価値観を知るための質問用紙にこれを取り入れるのは、ひとつの有望な試みではないかと思われる。そして、学校教育の中でも、そのような倫理的ディレンマを素材として生徒たちに討論させるいわゆるディレンマ授業は、生徒の年齢・成長度に応じて適切な素材を選んで行なえば、生徒たちが他者（他の生徒たち）との違いを意識しながら自分の価値観を形成していくために大きな効果を持つと思われるのである。

近代化における母性尊重思想と平和との関連に関する研究

田間泰子（経済学部）

- (1) 第二次世界大戦後の日本社会において、社会規範としての母性は1970年代を転回点として大きく変容した。これは、主として新聞記事を分析した結果によるものである。1970年代までに母性は社会規範として確立されており、その結果として育児責任が母親に排他的に帰せられるという状況が成立していた。その究極の形が、1960年代後半から1970年代前半に生じた「母性喪失」の社会問題化である。つまり、＜母親たちが母性を喪失したために子どもたちの生命を尊重しなくなった＞という言説の氾濫現象であった。だが、その後、この言説は雲散霧消し、現実生活においては母親は相変わらず子どもの生命を預かっていながら、その責任はもはや「母性」には帰属せられず、子どもを含めて父母も皆「被害者」で、生命を脅かす「加害者」は誰もいないという、いわば全員の無責任状態が合意された。最近にも親による子殺しのうちには母親による子殺しもみられるが、子どもの生命尊重を母親の母性のみにも帰する論理は表立っては主張されなくな

っている。このような社会変化の背後に、〈生命を尊重する主体としての母性〉という思想の、社会的に合意せられ自明視されていた戦後まもなくの状況から、もはやそのような自明性を失ってしまった現在への変容が推測される。

- (2) 〈母性は生命を尊重する〉という思想の自明性は、それ以前にどのようなかたちで成立したのか。そこで、戦前まで思想的にさかのぼると、「母性」という言葉（およびそれに伴う生命尊重的な規範的意味）の成立が、日本近代社会の成立過程にともなうものであったことが判明する。特に、私的な生活における個々の女性たちの自己実現のモデルとして、また公に認められた社会的な母性性として、徐々に公教育やマスメディア他を通じて普及するのである。昨今のジェンダー研究により、近代化という社会変動がもたらしたものの一つはジェンダー秩序であることが確認されつつあり、ジェンダー秩序の一つとしての「母性」は、近代化を経た多くの社会で差異はあるものの重要な役割を果たしたことが了解される。

ただ、母性は同時に、大日本帝国が軍事化していく過程に呼応して「国家的母性」ともいわれる思想として変質していった。それは、天皇制との深い結びつきのなかで、自己犠牲の無限愛をふりそそいで天皇の赤子の生命を産み育みつづける存在としての母親である。この場合の母性が尊いもの（模範）と考えられるのは、人（赤子）の生命を日本民族（天皇の赤子）であることを根拠に尊重するがゆえであり、その思想的限界は民族主義や国民国家の境界を越境できなかつた点にある。母性尊重思想のこのような思想傾向を、上野千鶴子は「母性ファシズム」と表現している。

- (3) 母性が近代において尊重されてきたのは、社会横造においてジェンダー秩序の再編が行われ、その一つとして母性の役割がさまざまな点において重要だったからであり、また女性たち自身も主体的に自己実現を求めて母性を利用した／表象（代表）としたからでもある。(2) で指摘したような、戦前的な非越境的母性尊重は反平和的であることは歴史が証明した。その後 (1) のように変容してしまった母性は、どうか。その一部には、反省的に越境的に国際的な平和運動を母性尊重思想のもとに展開しているグループもある。だが、母性はもはや尊重されもせず非難されもしないほど社会規範としての象徴的な力を失った。その代わりに、現在のわれわれは生命を尊重し平和を実現するためのどのような思想をもっているのか。極端なかたちで母性だけに平和を象徴させてきた時代の失敗ののちに、人々を深く動かす表象をまだ見つけられず、惑っているのではないか。

環境システムに関する研究

平塚 彰（工学部）

本研究は、福田研究員（教養部）との共同研究である。われわれは、熱蛍光（Thermoluminescence：略して、TL）現象を用いて貯水池における水深別の太陽紫外線量（略して、UV量）の季節的变化を測定するとともに、これに対応する水深別の水質

(TN, TPおよびchlorophyll a)の季節的変化を測定し比較した。その結果、両者の経時変化の傾向がよく似ていることが分かり、UV量を水質汚染の簡易な指標として使えることを示した¹⁾。また、1995年、1996年、1997年のUV量および富栄養化の指針となっているchlorophyll aの量の増加率を、それぞれが増加する期間(4月～7月末)において数式によって表すことを試みた。そして、UV量、chlorophyll aの量が、それぞれ $UV = mD^\alpha$ 、 $chlorophyll\ a = nD^\beta$ で与えられること、そして α と β が対応していることを見出した²⁾。このことは、chlorophyll aの増殖速度が日射量、水温およびTP量などによると考えられることとも一致している。一方、1998年における貯水池でのUV量、chlorophyll aの量の変化は多雨などの影響のためか、過去のデータと比較して、4月～7月末の間に増加するという明確な季節的変化が見られなかった³⁾。そこで、今回chlorophyll aの季節的変化量(増加量 D^λ)はUV量(D^α)、水温(D^β)、TP量(D^γ)の季節的変化に依存し、 $D^\lambda = D^\alpha D^\beta D^\gamma$ の関係にあるとして、1998年におけるchlorophyll aの量の変化を1995年と比較し検討した。

今回までのUV量とchlorophyll aの量などの観測から、上述したようにchlorophyll aの季節的変化量(増加量 D^λ)がUV量(D^α)、水温(D^β)およびTP量(D^γ)の季節的変化に依存し、 $D^\lambda = D^\alpha D^\beta D^\gamma$ の関係にあるとすると、1995年の場合 $\lambda = 1.14$ 、 $\alpha = 0.94$ 、 $\beta = 0.29$ 、 $\gamma = 0.3$ と見積もられるので $\alpha + \beta + \gamma = 1.53$ となり、 $\lambda = 1.14$ と比べると0.39ほど値が大きくなる。一方、1998年においては、UV量が6月より8月初めにかけて減少しており、その減少の割合から $\alpha = -0.2$ 、 $\beta = 0.22$ 、 $\gamma = 0.3$ と見積もられ、 $\alpha + \beta + \gamma = 0.32$ となり、 $\lambda = 0.12$ と比べると0.2ほど値が大きいたことがわかった。以上のことより、貯水池でのchlorophyll aの季節的変化量(増加量 D^λ)は、 $D^\lambda = D^\alpha D^\beta D^\gamma$ のような式で表すことができると思う。ただし、より実際の観測値に合わせるために、今後はとくにUV量(D^α)と水温(D^β)の観測に重点をおき、汚染状態の異なる二つの貯水池におけるchlorophyll aの変化量(D^λ)を検討し、標準となる水質評価モデルの構築を試みる必要がある。これによって、本モデルを用いての太陽光線に基づく閉鎖性水域環境の評価を行うことが可能となると思っている。

(参考文献)

- 1) 平塚、福田、重光：貯水池における水質と太陽紫外線量の関係について(3)、第4回生物利用新技術研究シンポジウム論文集、pp.122-124、1996.
- 2) 平塚、福田、重光：貯水池における水質と太陽紫外線量の関係について(4)、第5回生物利用新技術研究シンポジウム論文集、pp.156-159、1998.
- 3) 平塚、高岡、福田、重光：太陽光線と水質の関係について、第6回生物利用新技術研究シンポジウム論文集、pp.33-41、1998.
- 4) 福田、平塚：太陽光線と水質の関係について(2)、第7回生物利用新技術研究シンポジウム論文集、pp.65-68、2000.

太陽紫外線量評価とそのモデル

福田和悟（教養部）

前年度に引続き、熱蛍光線量計素子（TLD）を用いて測定した貯水池の水深別太陽紫外線と水質の指標であるクロロフィル a の各量の比較を行い、太陽紫外線量の増加率からクロロフィル a の増加率を予測できると仮定し、これを検証した。その途中経過は、平成11年1月の「第7回生物利用新技術研究シンポジウム論文集」に「太陽光線と水質の関係について(2)」として発表した。一方、太陽紫外線量計を評価するための固体線量素子の感度を向上させること、新規の線量計素子の開発の二点に取り組むことを計画し、実行した。従来より測定に用いているCaF₂焼結体に関しては、1999年7月のRadiation Protection Dosimetryに「THERMOLUMINESCENCE INCa₂F: Tb AND CaO:Tb」として発表した。すなわち、焼結温度によって紫外線に対する感度が13倍にもなることと、この場合にはCaO相が形成されていること、可視光近くの光に対しても感度を有することを見出した。協同で研究している機械工学科の田中武雄教授が1999年8月のPhysica status solidi,(a),Vol.174,No.2に「Thermoluminescence and Thermally Stimulated Exoelectron Emission from CaF₂/CaO Dual Phase Doped with Lanthanide Oxides for UV-ray Irradiation」として筆者らとの連名で発表され、種々の酸化物ランタノイドを添加した際の熱蛍光と熱刺激エキソ電子放出のCaF₂とCaOの二相を形成する焼結体での機構を検討している。新規の線量計素子として、現在、Ca₅(PO₄)₃FにTb₄O₇,Eu₂O₃,PbOなどを添加したものを1100℃で焼結し、その特性を調べているところである。これらの途中経過については、1999年3月の「第46回応用物理学関係連合講演会」において、「Ca₅(PO₄)₃Fの熱蛍光特性」として発表し、同年12月は、熱蛍光だけでなく熱刺激エキソ電子放出、熱刺激電流との関係に注目し、その途中経過を日本物理学会北陸支部、応用物理学会北陸・信越支部合同学術講演会において「Ca₅(PO₄)₃F:TbのTL,TSEE,TSC」として発表した。これらの成果を踏まえて、「第47回応用物理学関係連合講演会」においては、エネルギー遷移による熱蛍光の発光強度が強められることを発表でき、更に、国際会議において発表できる基礎データが得られた。

平和教育における民族問題

リングホーファー・マンフレッド（教養部）

筆者が数年間の間、さまざまな形で（実践と研究）に関わってきたブータン難民の教育に関する論文が今年6月末、京都大学内発行の雑誌『ヒマラヤ学誌第7号』の中で発表された。3月のネパール滞在で最後の資料収集と実態調査を終えた後に、とうとう形にまとめることができた。論文のタイトルは『ブータン難民の教育の歴史と現状』です。まず、ブータン難民の発生の背景の中で、筆者が「難民が民族対立によって発生した」という一般に世界中の多くの研究者が述べている見解が一種の『神話』であると証明した。筆者にと

って問題の本質が、民主主義の導入、人権尊重、言論の自由などにあると確信している。ネパール系ブータン人以外の民族の国外追放や亡命者の存在、又は何年も融和的な共存関係にあった王家と同じチベット仏教を信じている、わずかに違っている宗派のお寺を閉鎖したり、お坊さんを殺害、逮捕や国外追放した背景には、彼らがブータン国内の民主化運動をリードした事実があるためである。

ブータン難民キャンプの学校教育を受けている生徒数が3万8千人弱（2000年2月現在）であり、就学率は100%です。但し高学年になると、女子生徒の数が減少している。難民になったため、数年間学校を通うことができなかつた高学年の生徒の年令は、特に女性の場合、結婚年令に達していることが一番大きな元因として考えられる。

シラバスにおいて、うまくブータンとネパールのシラバスを両方導入しながら、将来どちらの国でも生活できるようになっている。もちろん、難民の希望は、母国への帰国であるので、ブータンの歴史と地理だけでなく、王家の言語、ツォンカ語（チベットの放言）、も習っている。その教科書がブータン難民の先生達が自分で作成した。

教育の使用言語が英語であるため、そのレベルが高いし、低学年からholistic approachで、実践的な学習となっている。

学校卒業試験（高校1年の終了）がネパール全国の共通の試験であり、94年以降ブータン難民の合格率が平均80%強である（ネパール人及びチベット難民より高い）。

論文の中で、先生の資格と研修制度、予算などの他に、いくつかの奨学金制度の紹介も含まれている。または、障害児教育が4年程前から導入され、午前の授業が正規クラスで参加し、午後は障害別指導のクラスに通う制度となっている。正規クラスの一部の先生の理解がまだ足りない側面が残っているが、制度は内外の専門家に高く評価され、その設立と実施に関わってきた、あるブータン難民の女性が、今年の3月に、ネパールの代表として、アフリカのスワチランドの障害児教育の国際会議に招待されたのである。

しかし教育熱心な難民でありながら、高校1年まで難民キャンプで教育を受けた後に、進学が財政面においてきわめて難しい状況におかれている。

生涯学習と平和

山田全紀（教養部）

昨年度の研究成果としては、次の二つの論文が挙げられる。一つは独文で、もう一つは和文で発表された。

- (1) Allgemeinheit, Besonderheit und Individualität in der Padagogik、
In: Behinderte in Familie, Schule und Gesellschaft, 3-99, Graz

これは同誌が「教育学の分野における大望」(Zumutungen in Padagogischen Feld) というタイトルで特集を組み、それに依頼を受けて寄稿したものである。一般教育学と特殊教育学の新しい関係を問いかけるこのテーマの下で、すでに1997年にヴェルツブルクでシンポジウムが開催されており、そこで筆者も口頭発表をおこなっていた。したがって今回

の発表論文は、その折の発表原稿に基づいている。すなわち、特殊教育学が一般教育学との関係においていかに「特殊性」を保持しうるかという問題に対して、キルケゴール的な個別性を強調する立場は変わっていない。特殊教育学には特殊性を脱し一般性を得なければならないとする傾向があるが、特殊性を失って一般化した教育学によっては障害者の存在を捉えきれないという、一般性と特殊性の間のジレンマがある。特殊性は単に一般化すればよいという考え方が根強いが、しかし実際に、例えば、障害者を障害者としてでなく「人間」として見ることができたとしても、それではその「人間」はいかに「個人」であることができるかという問いが残されるであろう。

(2) 生涯学習論と平和（平成9－10年度科研費補助金研究成果報告書「過去、現在、未来における平和実現の諸条件の倫理学的研究」、研究代表者・河合徳治）

本研究は一貫して「生涯学習論と平和」をテーマにして続けられてきた。「異文化理解のパラドクス」や「個人と平和」の問題が浮上するのも、あくまで生涯学習論の展開過程を背景として視野に入れた地平においてのことである。逆にいえば、この地平においてはやはり「個別性」への問いが常に前景として押し出されてくる。個性とか主体性という概念をよく考えもせずには持ち出して、「好きなときに好きなことを学べばよい」と甘くささやく生涯学習論の推進は、「学びたくないときには学ばなくてよい」ことを理由にして、誰も何も学ぼうとしない「学習社会」をつくりあげる。かつては制服を着せられても、あるいは着せられたから、制服の陰からそれにもかかわらず個性が見え隠れしていた。今は逆に個性的なファッションが流行して個性が個性として一般的に認められているおかげで、全国一律の精神的同一性が蔓延していると見える。誰も何も学ばなくてよい、あるいは誰にも何も学んでほしくない時代だから、そういう矛盾が矛盾であるとも気づかれずに「個性的同一性」が享受される。外見は違うように見えても皆同じ「日本人」であるというのは、自己を得たという思い違いをした自己喪失でなくて何であろうか！